

協 定 書

社団法人 日本港運協会と全国港湾労働組合協議会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、「2001年度港湾産別労使協定の改定に関する要求書」並びに「平成13年度港湾産別協定の改正に関する提案書」に関して、下記の通り協定する。

記

1. 港湾産別協定の適用対象港問題については、当面、中枢・中核国際港湾を対象とする。その他の港湾については、引き続き協議する。
2. 下記(1)～(4)については、現行労働条件協定 8. 7. 4 5 を個別各社縦割りの中で順守を前提として4月5日より実施する。
 - (1) 日曜日荷役を実施する。
 - (2) 祝日の作業について、在来・革新荷役とも平日と同一に夜荷役を実施する。
 - (3) コンテナターミナルにおけるゲートオープン時間 現行08:30～16:30を、16:30までの間に事前連絡によりゲート到着時刻の予約を得た場合 20:00まで延長する。
なお、この間の休憩時間帯は、原則としてゲートレーンを1/2以上オープンする。
 - (4) 年末年始特別有給休暇（現行12月31日～1月4日）を例外措置荷役として次により実施する。
 - (イ) 12月31日 データタイム取り切り船のみ
 - (ロ) 1月4日 平日、日曜日、各々に対応した荷役条件による
3. 規制緩和対策として「セーフティネット構築協議会」の継続について
 - (1) 協議する議案について
 - (イ) 料金ダンピング防止について
 - (ロ) 悪質業者等の新規参入に関する問題について
 - (ハ) 産別協定の適用港問題について
 - (ニ) 365日、24時間体制について
 - (ホ) 事前協議について
 - (ヘ) その他、労使双方から提案する事項。
 - (2) 協議期間 本協定締結後、1ヶ年とする。
 - (3) 構成について
業側、労働側、同数程度とし、各課題の協議に係わる専任事項及び専門知識を必要とするときは、適宜、日港協各部会等の適任者の出席を求めるものとする。
この場合の出席者は協議会の構成委員とみなす。
また、必要により専門分科会を設けることが出来るものとする。

4. 産別制度賃金について

- (1) あるべき賃金協定について
- (2) 検数・検定労働者の標準者賃金について
- (3) 産別最低賃金について（法定化問題を含む）
以上、三項目については、個別賃金交渉終了後に「賃金・労働時間問題専門委員会」で協議する。
- (4) 時間外労働賃金の算定基礎である所謂分母の改定については、別紙「覚書」の通りとする。

以上

平成13年4月5日

